

第3期志摩市子ども・子育て支援事業計画策定業務委託 仕様書

1. 業務名

第3期志摩市・子ども・子育て支援事業計画策定業務委託

2. 業務の目的

本業務は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく「第3期志摩市子ども・子育て支援事業計画（以下「第3期計画」という。）（計画期間：令和7年度～令和11年度）を策定することを目的とする。

策定するにあたっては、ニーズ調査、現状と課題の整理、必要となる資料の作成、志摩市子ども・子育て会議等の運営支援などを実施し、需要量の推計等を行い、ニーズ調査報告書にまとめ、計画書を作成することを目的とする。

また、こども大綱等が今後示される中で、こども基本法第10条に規定されている市町村こども計画にも対応できるよう、子ども・子育て支援事業計画を組み換える必要が生じることが予想されるため、計画策定にあたっては市町村こども計画の策定を包含することを視野に入れて作業を進めるものとする。

3. 委託期間

契約日から令和7年3月31日まで

4. 業務の内容

【令和5年度】

(1) 基礎的な地域データ及び資料の整理・分析

子ども・子育てをめぐる国・県の施策、関連法規を踏まえ、志摩市の概況及び社会経済的特性、子ども・子育て支援に係る社会資源の整備状況、就学前児童及び小学生の現況・動向及びサービスの利用状況等について、事務局が提供するデータや資料をもとに整理・分析を行う。

<整理分析内容データ>

- ・ 子ども・子育て支援施策をめぐる国や三重県の動向
- ・ 志摩市の地域概況（人口、世帯、社会資源など）
- ・ 背景、目的、役割等の整理、現行計画の関連施策の整理
- ・ 社会環境、社会経済動向の分析と広域動向、関連計画の把握
- ・ 児童の状況、子育て家庭の状況
- ・ 国勢調査関連（児童人口、ひとり親世帯数、生活保護世帯数など）
- ・ 住民基本台帳調査（住民基本台帳世帯伸び率、自然増加率、社会増加率など）
- ・ 人口構成の現状特性の把握及び対象者等の状況把握
- ・ 人口、児童数の将来推計の実施

- ・ 人口、保育サービス事業量等の基礎的なデータの整理
- ・ 計画策定にあたっての基本的事項の検討・設定

(2) ニーズ調査

事業計画における需要量の見込みを設定するうえでの基礎資料とするため、市民の子育て支援に関する生活実態や要望等について、アンケート調査を行い、調査の集計・分析結果等を取りまとめる。

今後、国からの指針やこども大綱が示された場合には、それらを参考にしつつ、志摩市の教育・保育、子ども・子育て支援に関する実態、子どもや保護者の子ども・子育て支援に関する意向を計画に反映するためのニーズ調査を実施する。必要な調査項目や分析方法等の提案や助言、支援を行う。調査の項目には、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく市町村行動計画及び母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく自立促進計画に関する調査を盛り込むこととする。

また、基礎的な地域データ及び資料の整理分析の結果及び国・都道府県の動向を踏まえて設計するものとする。

ア. 調査対象者及び標本数（無作為抽出）

- ①未就学児童の保護者 約 1,000 票（A4判、1色、20頁程度）

市内に居住する小学校入学前の子どもがいる家庭

- ②小学生児童の保護者 約 1,000 票（A4判、1色、20頁程度）

市内に居住する小学生の子どもがいる家庭

イ. 調査票の設計

調査票は、①については、国の基本方針やモデル調査票案をもとに志摩市独自の設問を加え、②については第2期子ども・子育て支援事業計画で実施した調査をもとに、現在の課題や社会的変化などを踏まえて各施策の見直しや新たな施策展開に向けての基礎資料となるよう設計する。調査票（調査依頼文書等含む）は、見本を作成し、志摩市子ども・子育て会議の議論を踏まえて決定するが、受託者は専門的知識及び経験に基づき、必要な調査項目や分析方法等の提案や助言・アドバイス、情報提供、設問案の提案等を行う。

ウ. 抽出方法・宛名ラベルの提供

- ①未就学児童、②小学生児童の保護者

志摩市が、住民基本台帳から上記対象世帯を母集団として系統抽出方法により抽出し、委託者が宛名ラベルを印字・出力して提供する。

エ. 調査方法

- ①～②は、郵送により配布・回収する。

調査票の設計及び印刷、発送用・返信用封筒の印刷、発送用封筒への封入・封緘、宛名ラベル貼付は受託者が行う（発送・回収にかかる経費は委託者が負担する）。

調査票は印刷して配布の上、回収しデータ入力することを基本とするが、WEB

アンケートフォーム等を活用した調査票の電子化及び集計については、受託者からの提案により市と協議の上で実施できるものとする。

オ. 調査期間

令和5年11月～令和6年1月（予定）

カ. 集計・分析・報告書の作成

結果報告書は、調査対象者全体の意向を把握する単純集計、地域×年齢設問同士を掛け合わせたクロス集計分析による各層の特徴的な傾向を表した集計・分析を行うこと。自由意見は事務局と協議のうえ、回答の分類分けも行うこと。結果報告書の取りまとめにあたっては、わかりやすい内容となるよう配慮すること。

キ. 作業分担

発注者	受託者
① 実施方針の確定	① 実施方針の協議・確認
② 調査票原案の検討と確定	② 調査票原案の作成と補修正
③ サンプルングの実施、宛名ラベル作成	③ 調査票の印刷（2種）
④ 調査票配布・回収費（郵送費支払い）	④ 封筒の印刷（2種）各2,000通 発送用（角2）、返信用（長3）
⑤ 回収調査票の管理	⑤ 封入・封緘・タックシール貼付作業
⑥ ニーズ調査結果報告書原案の確定	⑥ 回収調査票の入力
⑦ 調査結果報告書の確定	⑦ 自由記述回答部分の整理
	⑧ 単純集計・クロス集計の実施
	⑨ 調査結果の分析・グラフ化
	⑩ 調査結果報告書の作成と補修正
	⑪ WEBアンケートフォーム等の作成及び集計

【令和6年度】

(3) 関係団体等に対する調査

保育所（園）、幼稚園、こども園、放課後児童クラブ、子育て支援センター及びボランティア団体等へのヒアリング調査（活動状況や課題、サービス内容に対する意見等を聴取するための調査）を実施する。

調査方法については、受託者にて調査シートを作成し、関係団体等がシートに必要事項を記入する。関係団体等への配布・回収は委託者が行い、受託者が結果のとりまとめを行うものとする。（団体数目安は10団体程度）

(4) 現状の事業評価・課題の整理

令和5年度（1）～（2）の結果及び第2期子ども・子育て支援事業計画の取組みへの評価などを整理して、子ども・子育て支援にかかわる現状を分析し、その内容

に基づき志摩市の課題を抽出する。

現計画における関連分野の施策実施状況や今後の課題・施策方針等を把握するため、関係各課や各施設等の関係機関に対し「関連施策評価調査シート」の作成を依頼し、とりまとめを行う。「関連施策評価調査シート」の作成にあたっては受託者からシート案を提案し、委託者と十分に協議の上、内容を決定すること。

(5) 需要量の推計・目標量・確保量の検討・設定

令和5年度に実施したニーズ調査の結果をもとに、教育・保育提供区域設定に関する提案・検討を実施し、各種事業の需要量の見込みを推計する。また、推計結果に志摩市の資料などから把握するサービス提供状況や見込量、志摩市の施策意向、子ども・子育て会議の審議結果などを加味し、計画における各種事業の目標量の設定を支援する。

サービス供給の実態を踏まえた供給（確保）策については、保育ニーズを顕在化した上で、真の需要の見込み量に対応する施設や事業サービス供給の確保策（年度ごと）の設定を支援する。

(6) 事業計画骨子案の策定

調査結果及び事業評価・目標量などを踏まえて計画骨子案（事業計画の方向性・概要を示すもの）をとりまとめる。

(7) 事業計画案の策定支援

(4)～(6)の結果を反映し、第3期計画案を作成する。計画案に対する審議・検討結果等に基づき計画案を補修正する。

(8) パブリックコメントの実施支援

第3期計画案に関して志摩市が実施する住民向けパブリックコメントについて、意見に対する対応策の助言等の支援を行う。

(9) 計画書及び概要版の作成

確定した第3期子ども・子育て支援事業計画の計画書及び概要版を作成する。ただし、一般住民が分かりやすい誌面内容とすること。

【令和5～6年度（共通）】

(10) 志摩市子ども・子育て会議の支援

志摩市子ども・子育て会議の開催にあたり、令和5年度は2回程度、令和6年度は3回程度、資料作成、必要な助言、会議運営支援を行う。当日は担当者が適宜オブザーバーとして出席し、必要な対応を行うとともに、討議結果をその後の作業・計画書に反映させる。

(11) 本業務に関する全国的な情報収集・提供

①国及び関係省庁等による会議・本計画に関する法改正の提供

今後子ども・子育て支援制度の方向性と計画策定等に係る情報が定期的に示されると想定される。そのため、会議が開催されるたび、会議内容を要約した資料をわかりやすく作成し、随時志摩市に情報として提供すること。

受託者は本計画の策定に関する情報また関連法律の改正に伴う例規(条例、規則・規程・要綱等)について、関連法令の動向や概要、条文等の情報提供、例規整備Q & A、最新基本法令の規定内容の整備・解説、最新モデル条例の紹介・解説など、志摩市に必要となる情報提供を随時行うものとする。また必要に応じて、志摩市に類似している例規を中心に全国及び近隣市町の例規内容と比較した一覧表を情報として提供すること。

②全国及び同規模団体の施策情報及び事例の提供

本計画では、子ども・子育て支援法第 65 条(一部の規程を除き、令和 5 年 4 月 1 日施行)に基づく市町村推進計画を包含した法定計画及び子ども基本法第 10 条に基づく市町村こども計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第 9 条第 2 項に基づく市町村計画、自立促進計画(母子家庭及び寡婦自立促進計画)の策定になる。そのため、全国各市町でさまざまな取組みが実施されており、幅広い事例や同等規模の取組内容を本計画の参考にする場合がある。全国の地方公共団体で実施している施策・事業に関する事例集を、業務期間中に最低 1 回以上提供すること。事例集は分野別にまとめるものとし、都道府県、市町村名、施策・事業概要、担当課を明記のうえ、合計 100 事例以上情報提供すること。

5. 成果品

- (1) ニーズ調査結果：A 4 判、150 頁程度、1 色(データ納品)
- (2) 計画書：A 4 判、100 頁程度、表紙・本文 1 色、300 部
- (3) 計画書概要版：A 4 判、8 頁、4 色、1,500 部
- (4) 情報提供資料(各種データのみ)
 - ①国及び関係省庁等による会議内容及び法改正資料
 - ②全国及び同規模団体の施策情報及び事例の資料
- (5) その他志摩市が必要とする報告資料、関係データ一式

6. 契約代金の支払い

それぞれの年度において、業務を完了し、成果品の納入確認後、受託者からの請求により支払う。

7. その他

- (1) この仕様書に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。
- (2) 業務を処理するために個人情報や当市所有の各種データを取り扱うため、個人情報及びプライバシーの保護に努めること。志摩市個人情報保護条例を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密事項を他人に漏らしてはならない。そのため、受託者は情報セキュリティや個人情報保護等に関する公的資格であるJISQ27001（情報セキュリティマネジメントシステム）もしくは、JISQ15001（プライバシーマーク取得）について、審査登録が現在まで継続して5年以上なされているとともに、機密保持に関する社内規程を設けていることとし、作業着手前にそれを証明する書類（認定証の写し）等を提出するものとする。本業務終了後も同様とする。
- (3) 本業務に関するノウハウが必須のため、受託者は本業務「第2期子ども・子育て支援事業計画」又は「子どもの貧困対策に関する実態調査」の実績を有していること。また、これまでの子どもに関する計画の策定経過を十分に把握している上で本計画を作成すること。そのため、第1期～第2期子ども・子育て支援事業計画の継続した実績があること。
- (4) 本計画策定にあたり、専門的知識や計画の策定技術が必要であるとともに、絶えず変化する社会情勢、先進市町村の情報等を吸収し、全国的視野で検討された計画づくりを考慮する必要がある。そのため全国で、調査・計画策定の「地域福祉計画」、「健康増進計画」、「食育推進計画」、「介護保険事業計画」、「障害者・障害福祉計画」などの福祉系計画策定実績を有していること。